

機関番号：24201

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010年度

課題番号：20380127

研究課題名（和文） 制度間競争下のわが国農村協同組織の制度デザイン

研究課題名（英文） Designs of Rural Cooperatives System under the Competition of Corporate Systems

研究代表者

増田 佳昭（MASUDA YOSHIAKI）

滋賀県立大学・環境科学部・教授

研究者番号：80173756

研究成果の概要（和文）：

わが国農協制度は、戦後農村民主化の一環として導入されたが、社会経済環境の変化に対応した本格的見直しが行われなかった。そのため、法の目的、組合員資格などの点で、現実との乖離を拡大しており、早急な制度改革が求められている。理念的に言えば、農業協同組合から農村協同組合への転換が必要であり、准組合員等の利用や運営参加にかかる定款自治の拡大など、弾力的運用が可能となる制度設計が必要である。また、株式会社も含む各種法人形態を活用した農業農村の活性化が期待されている。

研究成果の概要（英文）：

Japanese agri-cooperatives system was introduced as one of the democratization policies of GHQ. But Agricultural Cooperatives Act was not amended fundamentally for long time, while socio-economic environment was changed. Purpose of the act should be changed from "Farmers' Coop" to "Rural Coop" and limitation of membership to farmers should be relaxed or eliminated. And regal control to cooperatives' organization and internal rules should be replaced by self government through their companies' articles.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
2009年度	5,600,000	1,680,000	7,280,000
2010年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
年度			
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業政策

キーワード：農業協同組合、農協制度、農協法、国際比較、農協経営

1. 研究開始当初の背景

(1) 農業経営の大規模化や専門化、農業法人化などの動きの中で、農村における協同組織はその存在意義を問われている。とくに、総合農協は、農業者組合員の農協ばなれ、正組合員数の減少、准組合員の増加などで歴史的転

換期を迎えている。

(2) 06年の会社法改正にともなって、協同組織も多様な法人形態の選択が可能になっており、法人制度選択の幅も拡大している。

(3) 日本協同組合学会では、これまで、農協の組織的性格や法人制度のあり方について、大

会シンポジウム等で検討してきた。

2. 研究の目的

(1)本研究では、農協をはじめとする農村協同組織の制度について、経済学、協同組合論、法学の各分野からの複眼的アプローチによって、わが国農協法及び農村協同組織制度の問題点と課題について分析を行い、今後の農村協同組織の制度的あり方について具体的な提案を行うことを目的とした。

(2)その際に、先行的に農協制度の改革が行われている欧、米、さらに日本と同様の問題に直面するアジア（韓国、中国）との国際比較研究を行う。

(3)それらを通じて、農村協同組織に関する日本型制度創出を提案する。

3. 研究の方法

(1)研究にあたっては、4つのサブテーマを設定し、サブテーマごとの研究とともに、それらを横断する研究交流を重視することとした。

(2)サブテーマは、「わが国農村協同組織の実態分析」「わが国農村協同組織の制度分析」「農村協同組織の実態に関する国際比較」「農村協同組織の制度に関する国際比較」の4つとした。

(3)3年の研究期間のうち、第1年度には、主としてわが国農村協同組織の実態と制度問題の研究を、第2年度には主として農村協同組織の実態と制度に関する国際比較を、第3年度には、補足調査等を行うとともに研究の総合化と新たな制度提言に関する検討を行うこととした。

4. 研究成果

1. 総合農協の制度的問題点と制度提案

A) 総合農協の制度理念問題

わが国総合農協は、戦後自作農保護を目的に制度化されたものだが、その後の経済発展と農民の減少に伴って、農協の現実に変化した。通常、制度は現実の変化を追いかけて変更されるが、農協制度の場合、本格的な見直しはなされず、問題先送りの対応に終始してきた。このことは、農協制度のモデルとなった合衆国農協法がその後も本格的修正がなされたことと対照的である（明田(2011)）。

農協法制度の改変方向については、産業別個別法を脱して協同組合一般法とすべきとの見解もある。また個別法として継続する場合は、農民主体のユーザーシップ型制度とするか、非農業者を含む農業振興の目的に賛同する者によるメンバーシップ型制度としての改変がありうる。

B) 総合農協の組合員制度問題

制度問題の中で当面重要なのが、准組合員問題である。准組合員は、組合への出資と事業利用は可能だが、運営参加権を認められない変則的組合員である。

准組合員制度に関する歴史的検討によれば、産業組合時代においては職業による組合員資格制限は行われておらず、強い員外利用規制がなされていた。准組合員制度の原型はむしろ、戦時農業団体整備として行われた農業会制度の発足にある（増田(2010b)）ことが明らかとなった。

准組合員については、農業者の投票権を上回らない形で共益権を付与すべきとの見解（高田(2011)など）が主流だが、メンバーシップ型組織として正・准組合員区分を廃止すべきとの見解もある（青柳(2008)ほか）。

さらに、海外においては利用組合員のほかに「投資組合員」制度を認めるものもあり、わが国准組合員制度との一面での類似性が検出された（多木(2009)ほか）。

C) 総合農協のガバナンス問題

ガバナンス問題としては、准組合員の運営参加権付与問題、それにとともなう運営参加権の量的制限問題があるが、具体的な内容検討までに至っていない。

2. 小規模農村協同組合の制度的問題点と制度提案

A) 経営実態の多様性と流動性のもとでの制度的硬直性

農村協同組織は、きわめて多様な形態をもち、世代交代等にもなって、総合農協以上に組織実態は流動的である。

小規模農村協同組合法人組織は、農協法にもとづく「農協」または「農事組合法人」が中心だが、農協法が農協の大型化、金融機関化をおいかけた肥大化のために、小規模組織にとっては制度的「過剰装備」となっている（増田(2010a)）。

また、農業法人制度が漸次整備されてきたが、逆に株式会社制度も弾力化されたために、農業組織を株式会社形態で法人化することも可能となり、協同組織型法人との制度間競争も生じている（関(2011)）。

小規模協同組織においては、世代交替にもなって、利用と労働の乖離が生じて、組合員間の利害対立が生じるが、これを協同の成果の利用、労働、所有への配分問題として定量的に分析し、制度選択の現実問題として、また理論的課題として提起した（増田(2011a)）。

B) 農業法人制度の特性と総合農協との関係

農業法人の総合農協加入については、協同組合運営における1人1票制の実質的変更で

あるが、その歴史的分析（関(2011)）とともに、制度の弾力化の面からも検討を行った。

C) 地域「支援組織」としての協同組織のあり方

農業協同組合は、農業者の組合であるとともに、地域の協同組合としての性格を持つが、それが農村地域再生において果たすべき役割と制度的課題について、検討を行った（北川(2011)）。

3. 海外農協制度の動向とわが国制度への示唆

A) 合衆国における農協制度の新たな展開

わが国農協制度のモデルとなった合衆国農協法だが、課税のパススルーが可能となるような制度改正や、投資組合員制度の導入など、その後も制度改革が進められた（明田(2011)）。利用組合員と投資組合員との間の議決権の調整は、わが国准組合員制度にとって示唆的である。

B) EUにおける農協制度の動向

ヨーロッパでは、協同組合事業の国際化がより一段と進んだ。ベックム氏はそれを10のタイプに区分している（栗本(2011)）。また、多国籍型協同組合の必要からEU協同組合法が制定されたが、同法にもとづく法人設立は未だわずかである。

C) 中国における農協制度の新たな展開

中国においても、政府主導で設立された農業協同組合に対比される新たな農業協同組合の動きが強まり、農民專業合作社に関する法制度が整備された。それらは「新型合作社」と呼ばれている。農民專業合作社法では、それまでと異なって「集団所有制」が否定され、組合員個人の権利義務が明確にされているところに特徴がある（青柳(2011)）。

D) 韓国における農協制度の新たな展開

韓国の農業協同組合は、日本と同様に市場主義の強まりの中で組織再編に揺らいでいる。とくに全国中央会が総合事業を行う方式をあらためて連合会段階での事業分離が日程に上っており、わが国対応にも示唆的である（多木(2011)）。

なお、本研究の成果は、増田佳昭編『大転換期の農協—制度と現実—（仮題）』として、家の光協会から2011年に刊行の予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計22件）

1. 関 英昭(2011)、農業法人の法的問題、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
2. 増田佳昭(2011a)、協同組合型農業法人における利用と労働—成果配分を中心に—、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
3. 北川太一(2011)、農村地域再生と協同組合—その有効性、限界、制度的課題—、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
4. 栗本 昭(2011)、EUにおける協同組合制度の動向、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
5. 明田 作(2011)、合衆国における農協制度の動向、協同組合研究、30巻2号、印刷中。
6. 青柳 斉(2011)、中国の農民專業合作社の制度的特質と展望—日本農協との対比から—、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
7. 多木誠一郎(2011)、韓国農業協同組合法について、協同組合研究、査読無、30巻2号、印刷中。
8. 増田佳昭(2011b)、農業部門自立論とJAの総合性、農業と経済、77巻第8号、2011、36-43頁。
9. 高田 理(2011)、急増する准組合員と准組合員制度改革、農業と経済、77巻第8号、2011、71-80頁。
10. 増田佳昭(2010a)、農業協同組合法の組織法的特質と当面する課題、協同組合研究、査読有、29巻1号、5-15頁
11. 増田佳昭(2010b)、農協における准組合員問題を考える—農協法成立過程における准組合員制度と員外利用、協同組合経営研究誌にじ、査読無、No. 631、48-59頁。
12. 増田佳昭(2010c)、組合員異質化の新段階と協同組織性の再構築、農業と経済、76巻8号、査読無、71-78頁。
13. 増田佳昭(2010d)、書評・田代洋一編著「協同組合としての農協」、農業経済研究、査読無、76巻8号、2010、212-214頁。
14. 北川太一(2010)、「新たな協同の創造」をめざすJAの役割—地域再生・活性化の視点から—、農業と経済、査読無、76巻8号、56-62
15. 呂琳・高田理・小野雅之(2009)、組合員からみた中国農民專業合作社の意義と課題、協同組合研究、査読有、第28巻第3号、77頁。
16. 張京花、高田理(2009)、韓国における一社一村運動の展開要因と課題。農林業問題研究、査読有、第45巻、第1号、143-148頁。
17. 青柳 斉(2009a)、農協経営の現状と課題、

- 金融ジャーナル、査読無、633号、84-87頁。
18. 青柳 斉(2009b)、金融危機に揺れる農協経営、金融ビジネス、査読無、巻号なし、98-102頁。
 19. 青柳 斉(2008)、農協の組合員拡大運動の問題状況と課題、農林金融、査読無、61巻第11号、28-37頁。
 20. 高田 理(2008)、JA改革下での“総合性”の意味と今日的意義、農業協同組合経営実務、査読無、63巻第12号、28-37頁。
 21. 多木誠一郎(2009)、投資組合員について－制度設計とわが農協同組合法への示唆－、JA総合研究所、将来構想・制度研究会とりまとめ、査読無、93-120頁。
 22. 増田佳昭(2009)、タイ農協訪問記－興味深い給付金制度－、ひょうごJCC、査読無、No. 53、12頁。

[学会発表] (計 13 件)

1. 増田佳昭、農事組合法人制度における「利用」と「労働」、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
2. 北川太一、農村地域再生と協同組合－その有効性、限界、制度的課題－、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
3. 関 英昭、農業法人の法的問題、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
4. 青柳 斉、中国の農民專業合作社の制度的特質と展望－日本農協との対比から－、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
5. 多木誠一郎、韓国農業協同組合法について、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
6. 栗本 昭、EUにおける協同組合制度の動向、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
7. 明田 作、合衆国における協同組合制度の動向、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
8. 多木誠一郎、韓国農業協同組合法について、共済理論研究会、2010/11/29、エフプラザ(東京都)
9. 青柳 斉・伊藤亮司、日本における食料・農業問題と農協の役割変化、北京・アジア農協フォーラム、2010/9/19、中国社会科学院(北京市)
10. 津田将・仙田徹志・増田佳昭、JA支店の地域活動の実態とその特徴に関する一考察、日本協同組合学会大会、2010/10/24、佐賀大学(佐賀市)
11. 増田佳昭、農業協同組合法の組織法的特質と当面する課題、日本協同組合学会春季研究集会、2009/6/6、東京海洋大学(東京都)
12. 呂琳・小野雅之・高田理、組合員からみた中国農民專業合作社の意義と課題、日本協同組合学会、2008/9/28、福島大学(福島市)
13. 張京花・中塚雅也・高田理、韓国における一社一村運動の展開要因と課題、地域農林経済学会、2008/10/26、神戸大学(神戸市)

[図書] (計 15 件)

1. 高田 理、昭和堂、中塚雅也編・農村で学ぶはじめの一步(農村社会の仕組みと農業経営)、2010年、4頁。
2. 高田 理、昭和堂、キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(農協経営の現状と展開)、2010年、260-261頁。
3. 青柳 斉、昭和堂、キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(農協金融)、2010、252-253頁。
4. 青柳 斉、昭和堂、キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(農協事業の新发展)、2010、254-255頁。
5. 増田佳昭、昭和堂、キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(農協の未来と組織)、2010、256-257頁。
6. 増田佳昭、昭和堂、キーワードで読み解く現代農業と食料・環境(営農面活動の現状と展開)、2010、258-259頁。
7. 多木誠一郎、全国農業協同組合中央会、大韓民国農業協同組合法、2010年、40頁。
8. 明田 作、経済法令研究会、農業協同組合法、2010、634頁。
9. 石田正昭、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(現代社会の特質と協同組合運動の役割)、2009、17-36頁。
10. 北川太一、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(農村地域社会の変容と農協の果たすべき役割)、2009、37-58頁。
11. 増田佳昭、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(組合員構成の変化と農協の目的、ガバナンス)、2009、59-81頁。
12. 高田 理、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(農協の総合事業の経営管理)、2009、82-99頁。
13. 青柳 斉、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(JAバンクシステム下の系統信用事業の特質と展望)、2009、167-193頁。
14. 高田 理、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向(広域合併農協づくりの基本課題と県単一農協)、

2009、211-229 頁。

15. 増田佳昭、昭和堂、小池恒男編著・農協の存在意義と新しい展開方向（中央会制度の変質と運動センター機能再構築の方向）、2009、261-277 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

増田 佳昭 (MASUDA YOSHIAKI)
滋賀県立大学・環境科学部・教授
研究者番号：80173756

(2) 研究分担者

横川 洋 (YOKOGAWA HIROSHI)
九州共立大学・経済学部・教授
研究者番号：30007786
関 英昭 (SEKI HIDEAKI)
青山学院大学・法学部・教授
研究者番号：10118721
多木 誠一郎 (TAKI SEIICHIROU)
小樽商科大学・商学部・准教授
研究者番号：50324364
青柳 斉 (AOYAGI HITOSHI)
新潟大学・自然科学系・教授
研究者番号：30184055
北川 太一 (KITAGAWA TAICHI)
福井県立大学・経済学部・教授
研究者番号：60224953
高田 理 (TAKADA OSAMU)
神戸大学・農学研究科・教授
研究者番号：90171446

(3) 連携研究者

石田 正昭 (ISHIDA MASAOKI)
三重大学・生物資源学研究科・教授
研究者番号：80144228